



新手法による建物間融通モデル創出事業

※動画作成時の情報であり、公募時には変更となる可能性がありますので、最新情報は執行団体HP等にてご確認ください



1. 事業の目的・概要
2. 公募する事業の対象
3. 補助内容の概要
4. 事業実施のスケジュール
5. 応募時の注意事項

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による再エネ設備や需要側設備に関してTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出・普及促進を支援する。

2. 事業内容

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等、直流給電網も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

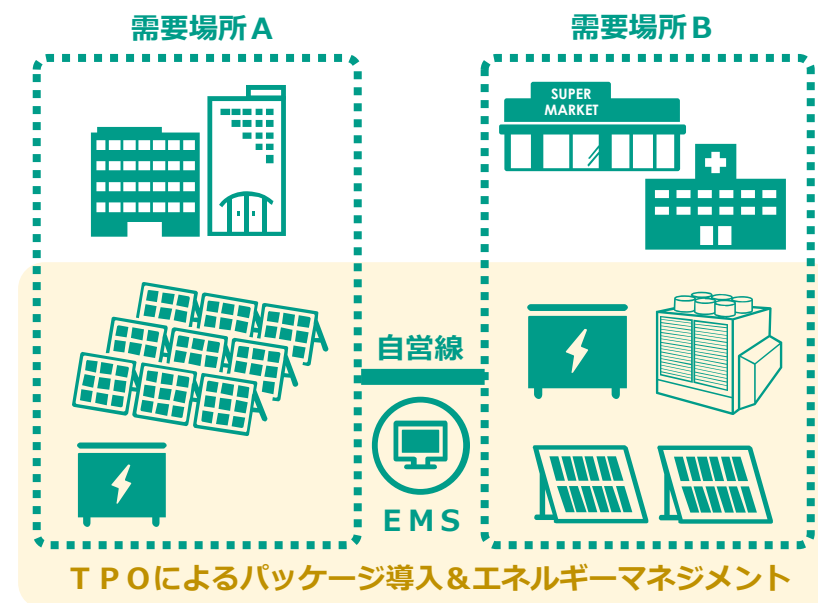
このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

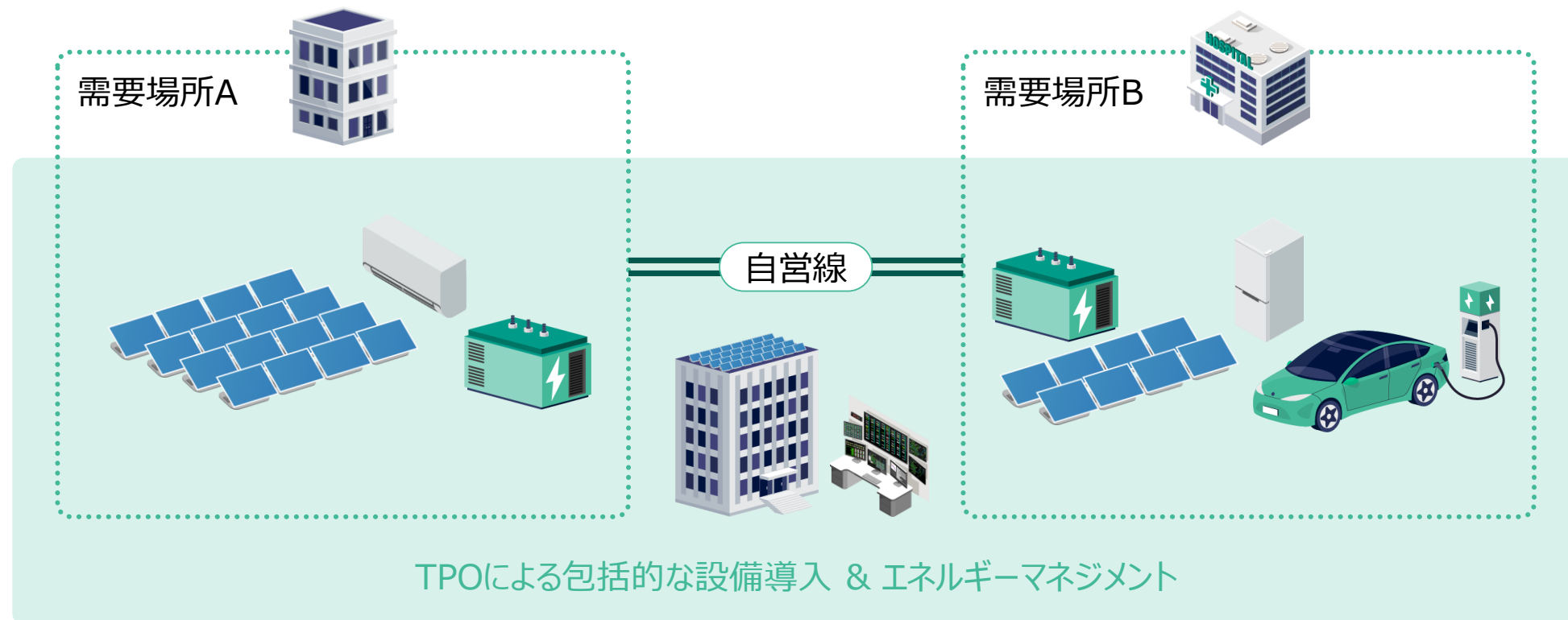
4. 事業イメージ



2. 公募する事業の対象

- 本事業は、**TPOモデル (第三者保有モデル)** という新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、**平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する**ための設備等の導入を行う事業、及び設備等の導入に向けた計画策定を行う事業を補助の対象とします。

対象事業イメージ



2. 公募する事業の対象

■ 本事業の具体事例として、以下のようなものが挙げられます。

凡例: ○ TPO事業者が保有・制御する設備 ⚡ 電力融通

- ・ 事業エリア全体のエネルギーマネジメントを実施
- ・ 太陽光発電や蓄電池、需要側設備、自営線等の設備を設置
- ・ 事業エリア内の各需要家と電力購入契約を交わして、電力を供給

事業エリア

- ・ 電気代相当額、設備使用料等をTPO事業者に支払い（電力購入契約）
- ・ 初期費用ゼロでTPO事業者が設置した設備の活用が可能

TPO事業者
(事業実施主体)

太陽光発電設備

EMS

蓄電池

自営線

・ 自営線を通じて建物間で電力融通

需要家

太陽光発電設備

蓄電池

空調

需要家

蓄電池

給湯機

需要家

太陽光発電設備

蓄電池

冷蔵庫

需要側設備

(ヒートポンプを活用した空調、給湯、冷蔵・冷凍庫、コジェネ 等)

自治体

防災協定

- ・ 災害時に防災拠点や避難施設等として地域の防災力強化に貢献

系統連系

3. 補助内容の概要

- 本事業では、事業別に補助条件が異なります。設備等導入事業に関しては、以下の設備導入に直接必要な**工事費、設備費、業務費、及び事務費**を補助の対象とします。

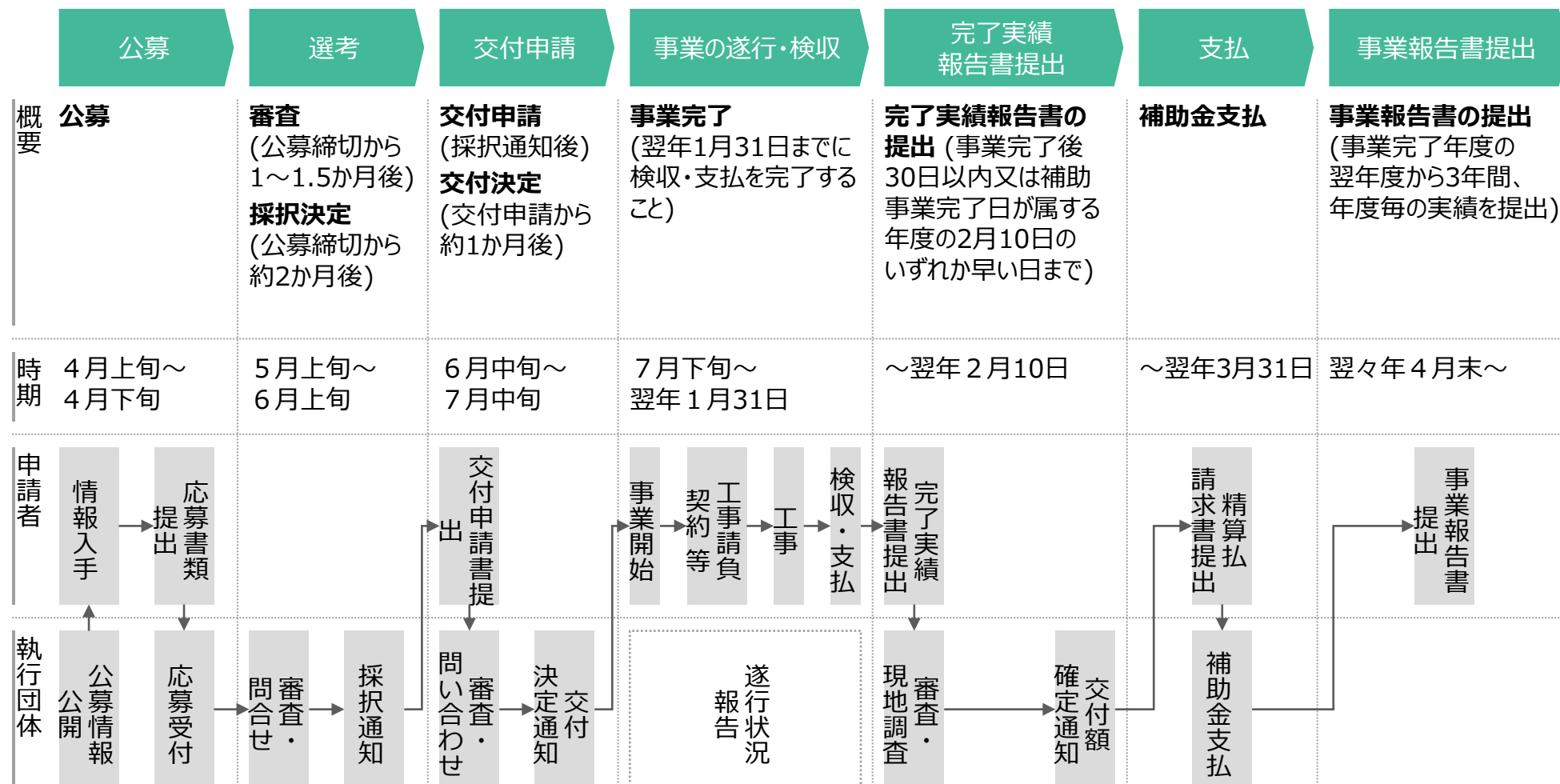
事業	補助対象	補助率	補助上限額	補助事業期間
計画策定事業	a 人件費	3/4	1,000万	1年
	b 業務費			
設備等導入事業	a 再生可能エネルギー発電設備	2/3もしくは1/2※1	各年度 3億円	3年
	b エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管 等	2/3もしくは1/2※1		
	c 受変電設備	2/3もしくは1/2※1		
	d 定置用蓄電池	2/3もしくは1/2※1		
	e 充放電設備	1/2※2		
	f 充電設備	1/2※2		
	g 車載型蓄電池 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)	蓄電容量 (kWh) の 1/2×4万円※2		
	h EMS (エネルギーマネジメントシステム)	2/3もしくは1/2※1		
	i 通信・制御機器	2/3もしくは1/2※1		
	j 運転制御可能な需要側設備	2/3もしくは1/2※1		

※1: 地方自治体と災害時における拠点の利用に関する防災協定を締結している場合は2/3、締結していない場合は1/2

※2: 令和7年度事業より補助内容が変更される可能性があります。また、対象設備ごとの上限を設けているため、詳細は公募要領を参照してください

4. 事業実施のスケジュール

■ 大まかな事業の流れは、以下になります。



5. 応募時の注意事項

- 補助対象事業・設備に関するお問い合わせや申請間違いが増えております。以下の事項に加え、公募要領の対象箇所やQ&A集もご確認ください。

建物間融通要件	本事業では、自営線を用いて1以上の発電場所と複数の需要場所間をつなぎ、平時及び災害時に電力を融通するシステムを構築する必要があります（発電場所と需要場所は同一でも可） ・ 災害時のみならず、平時においても建物間融通を行うことが必須となります
蓄電池の要件	本事業で導入する再エネ発電設備で発電した電力は、まず需要場所で自己消費し、余剰電力が発生した場合は建物間で融通したうえで、さらに余る場合は蓄電池に蓄えて有効活用を行ってください 本事業で補助対象となる蓄電池は、本事業で導入する再エネ発電設備で発電した電力を蓄電し、平時に繰り返し充放電できる設備とする必要があります ・ 原則、週に1日でも充放電を実施する計画であれば、平時の利用と認めます

